

東京都知事 殿

住所

申請者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

印

電話

公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助金交付申請書 兼 経営継続期間誓約書

上記補助金の交付を受けたいので、公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助要綱（以下「要綱」という。）第7の規定に基づき、下記1のとおり交付申請します。
また、本件申請に当たり、下記2の事項について履行することを誓約いたします。

記

1 補助金交付申請

(1) 浴場名（営業許可証の名称）

	(所在地： 区・市)
--	------------

(2) 交付申請額（詳細は裏面【補助金額算定方法】参照）

A：令和 年 月の燃料費の実支払額（申請月の直近の月における実績分）

								円
--	--	--	--	--	--	--	--	---

B：他自治体からの燃料費補助に相当する補助金額（申請月の直近の月のもの）

								円	(自治体名： 区・市)
--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------------

C：(A - B) 計算の基礎となる1か月当たりの金額

								円
--	--	--	--	--	--	--	--	---

D1：(C [上限 30,000 円/月] × か月) 令和5年4月から同年6月までの補助額

								円	(限度額 90,000 円)
--	--	--	--	--	--	--	--	---	----------------

D2：(C [上限 24,000 円/月] × か月) 令和5年7月から同年9月までの補助額

								円	(限度額 72,000 円)
--	--	--	--	--	--	--	--	---	----------------

E：(D1 + D2) 補助金交付申請額（千円未満切捨て）

								円	(限度額 162,000 円)
--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------------

※ 休業期間有無(令和5年4月1日から令和5年9月末までにおける1か月以上の休業)

無・有	(令和5年 月 日から令和5年 月 日まで)
-----	------------------------

(3) 添付書類（詳細は裏面【添付書類】参照）

別添のとおり

2 経営継続期間の誓約

- 補助事業に係る公衆浴場は、補助金の申請日から申請年度の9月末（令和5年9月30日）まで経営を継続します。
- 上記(1)の期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするときは、速やかに廃業届（第8号様式）を提出します。
- 上記(1)の期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を休止しようとするときは、速やかに休業届（第9号様式）を提出します。
- 要綱第13-2の規定により、知事が指定する額の返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。

3 その他特記事項

--

【補助金額算定方法】

(補助金算出式)

- ① $(A - B) = C$
 ② $C \times 1 \sim 3$ か月(令和5年4月から同年6月まで分) = D1 (限度額 30,000 円/月)
 ③ $C \times 1 \sim 3$ か月(令和5年7月から同年9月まで分) = D2 (限度額 24,000 円/月)
 ④ $D1 + D2 = E$ (補助額) (限度額 162,000 円、千円未満切捨て)

A：燃料費の実支払額（申請月の直近の月における実績分）

- ◆ 休業等により、申請月の直近前月における燃料費の支払実績がない場合は、令和4年10月以降における申請月の直近前月より前の最も申請月に近い1か月における燃料費実支払額でも可とする。

B：他自治体からの燃料費補助に相当する補助金額（申請月の直近の月のもの）

- ◆ 東京都への申請時点で補助額が確定しているものについて記載する。
- ◆ 他自治体からの燃料費補助に相当する補助金の額が1月毎に定められていない場合は、1か月に相当する額を算出する（例：年額10万円の場合は1月当たり8,000円【※千円未満は切捨て】）。
- ◆ 燃料費補助の補助額の中に電気代も含まれる場合、その部分は除くことができる。ただし、補助額のうち、燃料費と電気代の内訳が分かる書類を添付すること（例：交付決定通知書等）。
他自治体の補助制度の趣旨が運営費全般に係る補助の場合、燃料費補助とはみなさない。
- ◆ 浴場組合支部等を通じて補助金が振り込まれている等、他自治体からの通知書がない場合は、申請書下部の「3. その他特記事項」に「●月●日（振込元名）から受領」と記載し、振込があったことが分かる書類を添付する。
（例：預金通帳の写し）

C：(A - B) 計算の基礎となる1か月当たりの金額**D1：(C × 1～3か月※) 令和5年4月から同年6月までの補助額（限度額 30,000 円/月）****D2：(C × 1～3か月※) 令和5年7月から同年9月までの補助額（限度額 24,000 円/月）****E：(D1 + D2) 東京都からの補助額（限度額 162,000 円、千円未満切捨て）**

※ 申請時点で令和5年4月から令和5年9月までの間に1か月以上休業することが予め確定している場合は、その休業月数を除いた月数を1か月当たりの補助額に乗じる（1か月未満の休業は休業月数に含まない。）。

【添付書類】

必須

- (1) 申請月の直近前月に支払った燃料費の支払額が分かる領収書等の写し
- (2) 申請月の直近前月における他自治体からの燃料費補助に相当する補助金の額が分かる書類の写し（交付決定通知書等）
- (3) 既存の浴場施設の営業許可書の写し（前年度にこの要綱に基づく申請を行った者で当該申請時点から経営者の変更がない場合は添付を省略することができる。）
- (4) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) **法人の場合**は、法人税申告書（確定申告書別表一）及び決算書（決算報告書における貸借対照表及び損益計算書）の写し（過去1か年の直近の決算期間）
個人の場合は、所得税確定申告書（確定申告書第一表）及び決算書（青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1面及び4面）、白色申告の場合は収支内訳書（1面））の写し（過去1年間の直近の決算期間）
- (7) 支払金口座振替依頼書
- (8) 誓約書（別記第2号様式）

申請内容に応じて必須

- (1) から (8) までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

<添付例>

【補助金額算定方法】**B**において、燃料費補助の補助額の中に電気代も含まれる場合は交付決定通知書等、他自治体からの通知書がない場合は預金通帳の写し等